平成２７年（再イ）第２０号

鹿児島県鹿児島市川上町447番地２

再生債務者　稲村　祐介

1　決議に付する再生計画案　平成27年10月７日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年11月19日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年11月19日まで

平成27年10月22日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２７年（再イ）第３号

青森県三戸郡五戸町字中ノ沢14番地２

再生債務者　田守　広幸

1　決議に付する再生計画案　平成27年10月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年11月24日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年11月24日まで

平成27年10月22日

青森地方裁判所十和田支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２７年（再イ）第１号

熊本県山鹿市古閑1400番地23

再生債務者　森　　義幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月20日　熊本地方裁判所山鹿支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１１号

名古屋市南区東又兵ヱ町１丁目56番地　宝笠寺ハイツＡ棟1103号

再生債務者　黒谷かおり（旧姓加藤）

1　決定年月日時　平成27年10月21日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月11日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月18日から平成27年11月25日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再ロ）第５号

和歌山県紀の川市北長田338番地

再生債務者　田中　啓吾

1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月19日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月26日から平成27年12月10日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（再ロ）第１号

和歌山県御坊市湯川町富安2330番地２　県営下富安団地３号棟72号

再生債務者　楠見　理香

1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月19日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月26日から平成27年12月10日まで

和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（再ロ）第１０号

京都市上京区猪熊通中立売下る猪熊１丁目367番地

再生債務者　淺田　栄藏

1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月24日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月25日から平成27年12月２日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１０００５号

東京都八王子市犬目町1027番地７

再生債務者　内田　　清

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年11月12日まで

平成27年10月22日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（再ロ）第３０号

大阪府豊中市北条町４丁目11番１－102号

再生債務者　池田　雅彰

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年10月21日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第３３号

大阪府吹田市千里山松が丘３番５－309号

再生債務者　坂　　文博

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年11月18日まで

平成27年10月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第２号

鹿児島県霧島市牧園町上中津川966番地

再生債務者　石角　修一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年11月19日まで

平成27年10月22日

鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第２７号

大阪府寝屋川市三井が丘４丁目12番２－302号

再生債務者　柏木　雅之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月21日

大阪地方裁判所第６民事部

財務省共済組合定款の一部変更について

財務省共済組合定款（平成12年12月20日制定）の一部を次のように変更する。

平成 27 年 9 月 30 日

財務省共済組合代表者

財務大臣　麻生　太郎

第13条第１号中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第14条を次のように改める。

（組合員の種別）

第14条　組合員は、次のように区分する。

⑴　長期組合員　次号から第５号までに規定する組合員以外の組合員

⑵　短期組合員　法第72条第２項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員

⑶　船員組合員　船員保険の被保険者である組合員

⑷　継続長期組合員　法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

⑸　任意継続組合員　法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員

2　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。

第16条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。

第17条中「第52条」を「第51条」に改める。

第26条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。

第29条第１項中「第１号の２及び第４号並びに第６項」を「第２号及び第４号並びに第７項」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第２項中「第99条第５項若しくは第７項」を「第99条第６項若しくは第８項」に改め、同条第５項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。

附則第３条中「第52条」を「第51条」に改める。

附　則

この変更は、平成27年10月１日から施行する。